

高山市議会の  
政務活動費について

**政務活動費とは**、議員の政策立案に向けた調査研究などの活動のために支給される費用として、地方自治法で規定されています。また、その額や支給方法は各自治体が条例で定め、視察や研修費、資料の作成や購入などに充てることができます。

高山市では、会派(無党派の場合は個人)に所属する議員一人に対し、年間20万円を上限に交付しています。

多くの議会では、政務活動費が月ごとや四半期ごとに事前に交付されますが、**高山市議会では、立て替え払いをした後、領収書を添付して支払いを請求し、内容の確認後、交付を受けており**、他の議会で問題となったような飲食や政党活動・人件費・事務所費への交付は行っておりません。

高山市の政務活動費は適切に支出されています。

これまでの政務活動費実績報告書については、議会事務局で閲覧できます。また、これまでの支出状況一覧(四半期ごと)については、高山市議会のホームページに掲載しています。



政務活動費に関するQRコード

	岐阜市議会	高山市議会
金額(上限)	年額180万円 (議員一人月額15万円)	年額20万円(議員一人)
議員への交付	事前交付 (四半期毎に交付)	事後交付(立替払い)
領収書の添付義務	写しを添付	原本を添付

お知らせ

高山市議会では、「高山市議会フェイスブックページ」を開設しています。議会活動の情報発信に努めていますので、皆様の「いいね」をお待ちいたします。

高山市議会フェイスブック  
◆ ページアドレス ◆  
<https://www.facebook.com/takayamashigikai>

編集後記

▼今回の決算審査の議論の中心は不用額でした。これまでの議会からの指摘事項は「政策の発生源を明確にした上で事業計画を立て見合った予算を推計し目的達成のための事業を素早く実施すること」を求めています。予算編成の精度の高さは、現場実態の把握と時代の潮流を読みとる中で「まちの将来像を整える」のための政策が必要不可欠です。

▼他議会の政務活動費の領収書偽造など連日報道されています。政務活動費のあり方は随前から指摘されてきましたが、今回の理由は「お粗末」なものでした。公金に対する意識の欠如と議会の慣習が招く出来事と考えます。議会改革の本丸は議員意識の改革でもあります。

平成28年 高山市議会 12月定例会日程

開会日	曜日	会議内容	場所
1	木	午前9時30分 本会議 (提案説明、質疑、付託)	議場
2	金	午後1時30分 常任委員会 (議案の付託された委員会)	各委員会室
6	火	午前10時 一般質問通告締切	
9	金	午前9時30分 本会議 (一般質問)	議場
12	月	午前9時30分 本会議 (一般質問)	議場
13	火	午前9時30分 本会議 (一般質問)	議場
		本会議終了後 議会運営委員会	全員協議会室
15	木	午前9時30分 総務厚生委員会	全員協議会室
16	金	午前9時30分 文教産業委員会	全員協議会室
19	月	午前9時30分 基盤環境委員会	全員協議会室
20	火	午前9時30分 予算決算特別委員会	全員協議会室
21	水	午前9時30分 本会議	議場

※日程は変更する場合があります。